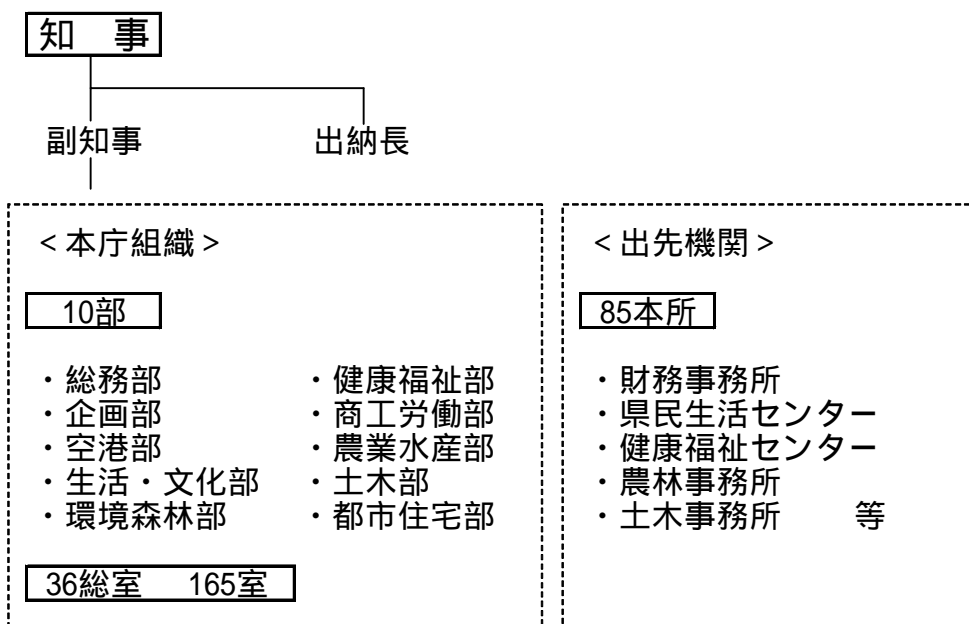


## &lt; 静岡県 &gt;

## 1 職員数及び組織構成（平成18年4月1日現在）

## (1) 知事部局

- ・一般行政職員 6,149人
- ・県立病院 1,428人
- ・県立大学 411人



## (2) 公営企業等

- ・企業局 141人
- ・がんセンター局 737人

## (3) 行政委員会

- ・教育委員会 25,541人
- ・警察 6,696人
- ・監査委員 等

## 2 民間委託等の状況（「静岡県行財政改革大綱実施計画（平成18年3月策定）」より抜粋）

### (1) 事務の集中化と民間委託の拡大

#### 民間委託の拡大

従来から他県に先駆けて積極的に民間委託を推進し、その結果として、職員数や人件費の縮減に大きく寄与してきた。道路維持補修や公用車運転など、広範な業務について民間委託を実施しているが、これらによる職員数の削減は、主な事例だけでも229人に達する。（資料P1）

以上のことを踏まえ、業務の効率と行政サービスの質の更なる向上を図るため、典型的業務や専門性の確保が求められる業務等について民間委託を一層推進する。

- ・総務事務センターの福利厚生事務（新規）（平成19年度）
- ・公用車運転（委託拡大）（平成18年度）
- ・大学附属図書館司書事務（委託拡大）（平成18年度）
- ・病院における看護補助業務（委託拡大）（平成18年度）
- ・学校用務員事務（委託拡大）（平成19年度）等

#### （参考）民間委託の実績

委託の範囲	主な事務事業
全部委託	庁舎清掃、庁舎管理、職員研修、情報処理・庁内情報システム維持、学校・病院・社会福祉施設等給食、道路維持補修、職員住宅維持補修・設計業務
一部委託	庁舎警備、庁舎案内・受付、税務事務、公用車運転、総務関係事務、ホームページ作成・運営、調査・集計、県立大学附属図書館司書事務、医療事務、病棟事務、動物保護事務、計量検定事務、農業普及事務、種苗生産、道路パトロール、登記事務、用地取得事務、工事施行管理、監査事務、学校用務員事務

#### 総務事務センターの対象範囲の拡大

平成14年度、全国に先駆けて設置した本庁の「総務事務センター」（資料P2）で集中処理している事務について、対象とする組織の範囲を広げ、民間委託を推進する。

- ・出先機関における旅費や給与の支給などの総務事務（平成18年度、19年度）
- ・教育委員会事務局及び県立高校等における旅費や給与の支給などの総務事務（平成20年度までに検討）

#### （参考）総務事務の集中化と民間委託による職員数削減の実績

（人）

	集中化による効果		民間委託による効果		計
本庁	部局単位での集中化	27	総務事務センターの設置	19	46
出先	総合庁舎単位での集中化	14	大規模総合庁舎で民間委託	5	19
計		41		24	65

## (2) 新たな制度の活用

これまで行政が提供してきた公共サービスについて、官民の役割の再設計を行い、民間事業者の創意工夫により効率的かつ地域のニーズに応えたサービスが提供されるよう、民間開放のための制度が創設されてきた。

このため、公共サービスの質の向上と効率化を図る観点から、新たな制度について、それぞれの特質を見極めながら積極的に活用する。

### 市場化テスト

従来は、法令等により民間能力の活用に制約のあった業務について、制度導入の可能性を検討する。

(国の規制改革・民間開放推進会議が示している民間開放の主な対象分野)

- ・ 給付、徴収業務
- ・ 公的施設等の整備・管理・運営（職業能力開発校の管理運営等）
- ・ 統計調査、製造等（統計業務等）
- ・ 検査・登録、資格試験等（計量検定業務等）

### 指定管理者制度

#### ア 指定管理者制度の積極的な導入

公の施設の適正かつ効率的な運営と県民サービスの質の向上を図る観点から制度を積極的に活用する。(資料P3 6)

#### 管理委託制度から指定管理者制度への移行

平成 17 年度	5 施設	水産試験場浜名湖分場体験学習施設（ウォット） 富士山こどもの国、県立水泳場、富士水泳場、武道館
平成 18 年度	27 施設	コンベンションアーツセンター、舞台芸術公園、 森林公園森の家施設、森林公園施設、県民の森施設、 総合社会福祉会館、総合健康センター、 浜松内陸コンテナ基地、産業経済会館、労政会館(3 施設)、家畜共同育成場、漁港施設の一部(6 施設)、 清水港旅客施設、清水港港湾管理施設、 清水港湾交流センター、草薙総合運動場、吉田公園、 遠州灘海浜公園、愛鷹広域公園、小笠山総合運動公園

#### 県直営から指定管理者制度への移行

平成 16 年度	2 施設	東部地域交流プラザ、西部地域交流プラザ
平成 18 年度	4 施設	伊豆医療福祉センター、婦人保護施設清流荘、 清水港臨港交通施設（日の出駐車場） 清水港港湾環境整備施設（日の出緑地及び遊歩道）
平成 19 年度	1 施設	男女共同参画センター

## イ 県直営施設の在り方の検討

指定管理者制度の創設を契機に、現在直営で管理している公の施設についても、施設の必要性について検証を行った上で、管理方針を決定する。（資料P7 9）

平成 17 年度中に検討	富士見学園、 企業局・水道事業、企業局・工業用水道事業、 春野山の村、富士山麓山の村、三ヶ日青年の家、 焼津青少年の家、朝霧野外活動センター、 観音山少年自然の家
平成 18 年度中に検討	県立美術館、マルチメディア情報センター
平成 19 年度中に検討	浜名湖ガーデンパーク
平成 20 年度中に検討	漁業高等学園

## ウ 指定管理者による管理の状況に関する評価等

指定管理者による管理に移行した施設の適正管理を確保するため、事業報告、実地調査や指示など、設置者としての権限を適切に行使するとともに、外部評価委員会の設置、利用者満足度調査の実施、意見交換会の開催など、それぞれの施設の管理運営の状況に合わせた評価を実施する。

（例）県営都市公園外部評価制度（資料 P 10 11）

## P F I

P F I 手法と従来の事業方式について、事業期間全体の財政負担額や期待されるサービス水準等を比較検証し、個々の事業ごとに総合的に評価した上で、制度を活用する。

- ・浜松大平台高等学校 P F I 事業（平成 18 年度開校）
- ・総合科学技術高等学校（仮称） P F I 事業（平成 20 年度開校）
- ・中部運転免許センター P F I 事業（平成 21 年 3 月完成）
- ・清水港折戸地区プレジャーボート係留施設 P F I 事業の検討 等

## 地方独立行政法人制度

自立的かつ弾力的な業務運営を行うとともに、適切な事後評価と見直しによる業務の効率性やサービス水準の向上を図るため、制度の活用を検討する。

- ・県立大学の公立大学法人化（平成 19 年 4 月目途）
- ・県立病院の地方独立行政法人化も視野に入れた運営体制の検討

### 3 公務員が担うべき業務の考え方について

静岡県では、これまでの「節約型行政改革」に限界を感じ、できるだけコストをかけずにむしろ低コストでいかに行政の質の向上を図るかという「行政の生産性の向上」に挑戦している。

- ・「管理する姿勢」から「経営の発想」への転換にあたり、B P R (ビジネス・プロセス・リエンジニアリング) の手法を参考に、これまでの仕事をゼロベースから見直し、県民満足の視点に立って、行政の効率性と有効性の両面の向上を目指している。
- ・具体的には、「民間に学ぶ」ことを基本姿勢として先進的な民間の経営手法の積極的な導入に努めた。  
業務棚卸表 ( P D C A サイクル ) 課の廃止・中間職の廃止 ( フラット組織 )  
ひとり1改革運動 ( 改善運動 ) 戦略展開 ( 方針管理 ) 等

については、「民間でできることは、民間に委ねる」を徹底し、民間の知恵、人材、資金を積極的に活用することを基本的な考え方としている。

- ・民間能力の活用にあたっては、行政サービスとしての必要性があるか、公務員が直接実施すべきサービスかどうか、民間開放することで業務の質の維持向上及び経費の削減が図られるかなどの視点で、業務の内容及び性質に応じた仕分けを行い、受け皿となる民間事業者の事業展開などを考慮しながら、民間に委ねることの適否について見極める。(資料P12)
- ・本県では、民間開放について規制のない分野については、道路維持補修や公用車運転など広範な業務の民間委託を積極的に進めており、特に平成14年度に全国で初めて設置した「総務事務センター」への総務事務の集中化と民間委託などは、市場化テストの先駆けとも言える取組であったと考えている。  
これまでの取組を踏まえながら、業務全般に渡ってその性質を分析し、民間事業者の創意と工夫の活用が有効である分野については、積極的に民間委託を進めることとしている。(資料P13 14)
- ・官民の役割の再設計による新たな民間開放の制度については、それぞれの特質を見極めながら積極的に活用する。(資料P15)
- ・外郭団体については、指定管理者制度や市町村合併の進展などに留意しながら行政を代替・補完する質の高いサービスを提供するという役割を検証し、計画的に改革に取り組む。

## 4 公務を民間企業等が担うことになった場合の適切な実施の確保の方法

< 指定管理者制度の場合 >

期待する成果、達成すべき水準を明確にする。

指定管理者が幅広い経営手段を活用できるよう、許容範囲で可能な限りの裁量権を渡す。

- ・仕様発注 = 県が管理運営方法等を指定するため、事業者の創意工夫の余地がない。
- ・成果発注 = 県は期待する成果水準のみを指定し、事業者が効率的な管理運営方法等を自由に選択する。( 作戦買い取り )

選定手続における透明性及び公平性の確保を図る。

- ・募集要項 ( 期待する成果、達成すべき水準、審査項目・配点 等 )、募集・申請状況及び選定結果をホームページ等で公開する。
- ・外部委員を主体とする審査委員会を設置し、募集要項の内容及び申請者の事業計画を審査する。
- ・公募によることを基本とするが、公募によらない場合は理由を明らかにし、公募と同様の審査委員会を設置し、申請者の事業計画等を多面的に評価する。

県と民間企業等の役割を整理し、委ねる業務の範囲を明確にする。

- ・施設に係る個別法の制約の有無を確認の上、使用許可、修繕・改修工事、備品購入、地元団体との協議等、具体的な業務について、県と指定管理者との役割を整理する。
- ・事故、火災による施設の損傷及び被害者に対する責任などのリスクに関する事項について、県と指定管理者の責任範囲を明確にする。

事業実績の適切な評価方法を確立する。

- ・事業報告や実地調査など地方自治法に定められた設置者としての権限を適切に行わせる。
- ・必要に応じて外部評価組織の設置や利用者満足度調査を行う等、それぞれの施設の特徴にあった方法により期待したサービス水準が達成できているかを検証する。